

各部署の主な役割

担当部(局)名	各部(課)の担当事項
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機能を維持するための業務継続計画に関する事。 ・ 職員の感染予防の周知啓発に関する事。 ・ 庁舎等の管理及び車輛の確保に関する事。 ・ 市施設や職員の感染防止のための対策に必要な物品の調達、配分の準備に関する事。(防護具等の購入、備蓄に関する事。) ・ 職員研修、訓練に関する事。 ・ 庁内の情報を共有するシステムの構築に関する事。 ・ 区長会等への情報伝達に関する事。 ・ 特命事項に関する事。
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長及び副本部長の秘書及び特命に関する事。 ・ 情報提供(報道機関の対応・市民への広報)に関する事。 ・ 原子力発電所等事業者への業務継続要請に関する事。
市民生活部 (危機管理対策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の設置及び運営に関する事。 ・ 各部との連絡調整に関する事。 ・ 関係機関との連絡調整(他部に係る者を除く)に関する事。 ・ 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事。 ・ 国の機関、県知事その他関係機関との協議、交渉、要請等の総括に関する事。
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者の火葬及び埋葬に関する事。 ・ 遺体安置所の確保及び収容に関する事。 ・ 公共交通機関等の確保に関する事。 ・ し尿処理対策の運営体制に関する事。 ・ 廃棄物処理対策に関する事。 ・ 外国人への情報提供に関する事。
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市新型インフルエンザ行動計画の作成及び修正に関する事。 ・ 国の機関、県知事その他関係機関との協議、交渉、要請等の総括に関する事。(危機管理対策課との併記) ・ 新型インフルエンザの発生状況、感染予防策等の情報収集及び情報提供に関する事。 ・ 新型インフルエンザの感染予防対策の広報に関する事。 ・ 市民、医療機関等からの電話相談(感染症関係)に関する事。 ・ 特定接種に関する事。

福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の予防接種に関すること。 ・福祉施設（保育園等）における感染防止に関すること。 ・福祉施設等の罹患者の把握、報告に関すること。 ・高齢者及び障がい者等要援護者の支援に関すること。 ・医療機関との情報連絡に関すること。
産業経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン事業者等、社会機能の維持に関する事業者等への業務継続要請に関すること。 ・事業者の感染予防、不要不急の事業活動自粛等の要請に関すること。 ・食料、生活必需品等の配送、安定供給に関すること。 ・家畜の伝染情報に関すること。 ・観光客に対する情報提供に関すること。
建設水道部 都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・関連業者等への感染予防対策等に関すること。 ・上下水道事業の確保に関すること。 ・ライフライン事業者等との調整に関すること。 ・公園等施設利用者に対する感染予防に関すること。 ・市営住宅入居者への対応に関すること。
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・病院における医療の確保に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会各課所の対応事項取りまとめ、調整に関すること。 ・文教施設における臨時医療機関、予防接種の集団接種会場等の設置及び管理運営に関すること。 ・学校・幼稚園の感染予防対策等に関すること。 ・学校・幼稚園の罹患者の把握、報告に関すること。 ・社会教育（体育）関係団体への協力要請に関すること。 ・社会教育（体育）施設等の感染予防対策等に関すること。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の搬送に関すること。
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設における感染予防対策に関すること。 ・市民への情報提供、啓発に関すること。 ・市民相談に関すること。 ・関係団体・組織への情報提供、連絡体制、対策の指導に関すること。 ・業務の縮小・中止並びに閉鎖窓口等の決定及び必須業務窓口の機能・体制確保に関すること。 ・感染廃棄物の適切な処理に関すること。

- ・各部局における主な担当事項を提示、未知の感染症の規模や毒性等により、対策本部から新たな分担や協力体制の指示を行う。
- ・各部局においては必要に応じてマニュアル等の整備を行う。
- ・機構改革等により部署又は業務等が変更になった場合は、部局長で協議し対応

発生段階別の主な対応一覧

対 応	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
1 実施体制						
行動計画の見直し	○					
新型インフルエンザ対策連絡会議の開催	○					
連絡体制の確認・訓練	○					
業務継続計画の策定	○					
地域調整会議等の開催	○					
任意の対策本部の設置		○				
敦賀市新型インフルエンザ等対策本部の設置(緊急事態宣言含む)		○	○	○	○	
他の地方公共団体による代行・応援(緊急事態宣言有)					○	
対策本部の廃止						○
対策の評価・見直し						○
2 情報の収集と情報提供						
情報収集・共有体制の整備・実行	○	○	○	○	○	○
県との連携・情報提供の整備・実行	○	○	○	○	○	○
相談窓口の設置・周知等の準備・実行	○	○	○	○	○	○
学校・保育園等への情報提供	○	○	○	○	○	○
3 予防・まん延防止						
基本的な感染症対策の周知	○					
マスクの着用・せきエチケット等の感染対策等の周知	○	○	○	○	○	○
海外渡航者等への情報提供・注意喚起		○	○	○	○	○
感染防止策の徹底、児童生徒の健康把握、臨時休校等の検討実施			○	○	○	

対 応	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
市民・職場等への感染対策の徹底、罹患者への外出制限の徹底					○	
第2波を踏まえた、拡大防止策の見直し・改善						○
外出制限・施設使用制限(緊急事態宣言有)				○	○	
4 予防接種の実施						
特定接種・住民予防接種の体制の構築	○					
特定接種の実施・住民予防接種の準備		○	○			
特定接種の実施・住民予防接種の実施				○	○	○
5 市民生活・地域経済の安定の確保						
医療体制の整備、要援護者の把握、	○					
医薬品物資等の備蓄	○					
発生国からの帰国者への受診の周知		○	○	○		
事業者へ生活必需品の買占め、売惜しみがないう呼び掛け			○			
外出自粛に備えての適正な備蓄や行動の呼び掛け			○	○	○	
火葬体制の整備(遺体安置所確保含む)	○	○	○	○		
患者等の増加に備えた医療機関受診体制の検討				○		
医療機関(事前連絡要)での受診の周知					○	
不要な措置及び対策を終了する						
水の安定供給、サービス水準の呼び掛け(緊急事態宣言有)				○	○	
生活関連物資等の価格安定等、要援護者への生活支援(緊急事態宣言有)					○	
死者の埋葬・火葬(緊急事態宣言有)					○	

※ 主な対応の目安を示したものであり、発生規模、状況等により異なることがある。

【家庭用備蓄物品の例】

新型インフルエンザが海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザが国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の流通、物流に影響が出ることも予想される。また、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが原則である。

このため、災害時のように最低限(2週間程度)の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨される。

○ 食料品(長期保存可能なもの)の例

- ・ 米
- ・ 乾麺類(そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等)
- ・ 切り餅
- ・ コーンフレーク・シリアル類
- ・ 乾パン
- ・ 各種調味料
- ・ レトルト・フリーズドライ食品
- ・ 冷凍食品(家庭での保存温度、停電に注意)
- ・ インスタントラーメン、即席めん
- ・ 缶詰
- ・ 菓子類
- ・ 育児用調製粉乳

○ 日用品・医療品の例

- ・ マスク(不織布製マスク)
- ・ 体温計
- ・ ゴム手袋(破れにくいもの)
- ・ 水枕・氷枕(頭や腋下の冷却用)
- ・ 漂白剤(次亜塩素酸 : 消毒効果がある)
- ・ 消毒用アルコール(アルコールが60%~80%程度含まれている消毒薬)
- ・ 常備薬(胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬)
- ・ 絆創膏
- ・ ガーゼ、コットン
- ・ トイレットペーパー
- ・ ティッシュペーパー
- ・ 保湿ティッシュ(アルコールのあるものとないもの)
- ・ 洗剤(衣類・食器等)・石鹼
- ・ シャンプー・リンス
- ・ 紙おむつ
- ・ 生理用品(女性用)
- ・ ごみ用ビニール袋
- ・ ビニール袋(汚染されたごみの密封等に利用)
- ・ カセットコンロ
- ・ ボンベ
- ・ 懐中電灯
- ・ 乾電池

(厚生労働省「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」より)

あ行

○アジアインフルエンザ

1957年（昭和32年）2月に中国の一つの地域で流行が始まったインフルエンザ。同年4月には香港に達し、5月までには、シンガポールと日本でウイルスが分離された。1週間以内にWHOネットワークは解析を終了して新しい亜型であることを確認後、世界にパンデミックの発生を宣言した。致死率はスペインインフルエンザよりも低かったとされており、このパンデミックによる世界での超過死亡数は200万人以上と推定されている。

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。

A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

か行

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

* 第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

* 第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

* 結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を案内する。

○緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

○緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

さ行

○サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析を示すこともある。

○指定（地方）公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医療品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。また、指定地方公共機関は、都道府県の区域において医療、医療品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公共的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を

管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので知事が指定するものをいう。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○咳エチケット

厚生労働省が提唱している感染予防策のひとつ。①咳・くしゃみをするときは、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。②鼻汁・痰などを含んだティッシュはフタ付きのゴミ箱に捨てる。③鼻汁や咳の飛まつが手に触れたときには、直ちに石鹸で手を洗う。④咳をしている人には、マスクの着用を促す。⑤自分が咳をする場合にも、マスク装着の説明書を読んで、正しく着用する。などがある。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

た行

○WHO（World Health Organization：世界保健機関）

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づ

けられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○特定接種

特措法第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員等に対して臨時に行う予防接種のこと。特定接種の対象者となるためには、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受ける必要がある。

な行

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

は行

○パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

○敦賀市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月22日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、敦賀市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 敦賀市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、本部員（法第35条第2項の本部員をいう。以下同じ。）を指揮監督する。

2 敦賀市新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。